

札幌市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

令和元年（2019年）5月13日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市国民健康保険条例の一部を改正する条例

札幌市国民健康保険条例（昭和36年条例第9号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第12条第1項ただし書中「58万円」を「61万円」に改める。
- (2) 第19条第1項各号列記以外の部分中「58万円」を「61万円」に改め、同項第2号中「27万5千円」を「28万円」に改め、同項第3号中「50万円」を「51万円」に改め、同条第3項及び第4項中「58万円」を「61万円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の札幌市国民健康保険条例の規定は、令和元年度以後の年度分の保険料について適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

（理 由）

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険料の基礎賦課額の限度額を引き上げるとともに、保険料の減額の対象となる納付義務者の範囲を拡大するため、本案を提出する。